

証券コード 8165
平成25年3月6日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 田 邊 道 夫

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。57、58頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成25年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成25年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区同心一丁目8番9号
株式会社千趣会本社2階 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第68期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監
査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.senshukai.co.jp/soukai>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州債務危機等による世界経済の減速や円高の長期化などにより依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましても、所得や雇用の先行きへの不安などによる個人消費の低迷により厳しい状況が続いております。通信販売業界におきましては、スマートフォンやタブレットを含めた更なるネット消費の伸張などもあり、売上高は年々増加し続けておりますが、他業種からの参入などもあり競争がますます激しくなっております。

このような経営環境のなか、当社グループは平成25年12月期（第69期）を最終年度とする『中期経営計画』を掲げ、成長戦略を推進し目標達成に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

当連結会計年度の売上高は、前期より順調に増加し、1,457億50百万円（前期比6.2%増）となりました。

利益面に関しましては、在庫増加に伴うバーゲン販売や在庫処分販売の増加による売上原価率の上昇と販売費及び一般管理費の全般的な増加により、営業利益は21億9百万円（前期比32.1%減）となりました。経常利益につきましては、為替差益の増加や複合金融商品評価益などもありましたが、27億65百万円（前期比14.5%減）となりました。

当期純利益につきましては、投資有価証券評価損等の特別損失が前期に比べて減少し、20億29百万円（前期比28.2%増）となりました。

事業別概況

（通信販売事業）

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は、1,304億56百万円（前期比5.7%増）となりました。利益面に関しましては、売上高は増加いたしました。在庫確保により販売機会ロスの減少を最優先した結果、在庫増加に伴うバーゲン売上及び在庫処分売上の増加により売上原価率は上昇いたしました。また出荷件数増加による物流関連費の増加、媒体の再編によるカタログ関連費の増加、システム投資による減価償却費の増加もあり、営業利益は9億94百万円（前期比54.4%減）となりました。

①カタログ事業

カタログ事業では、様々な種類のカタログとオンラインショップである「ベルメゾンネット」を通して、多彩なジャンルで生活提案を行うとともに千趣会らしさにこだわった商品をお届けしております。

当連結会計年度は、天候不順等により一時的に売上が対前年同月比で減少した月もありましたが、全般的に順調に推移いたしました。また、テレビCM及び新規会員向け送料無料キャンペーン等のクロスメディアプロモーション施策、スマートフォンやタブレットでの様々なアプリのサービス開始などもあり、ネット売上及び純ネット売上(※)も増加いたしました。結果、年間購入者数も400万人を突破し、売上高は1,212億84百万円（前期比7.0%増）となりました。（※ 純ネット売上：ネット上で商品をカートに入れることによる売上）

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月定期的に商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異なる独自のシステムで事業を展開しております。

当連結会計年度の売上高は、新商品の売上は好調に推移いたしました。が、会員数の減少などにより91億71百万円（前期比8.9%減）となりました。

(ブライダル事業)

子会社でありハウスウェディング事業の運営を行う(株)ディアーズ・ブレインを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、福岡や鹿児島の新規出店効果による挙式組数の増加などにより101億97百万円（前期比21.3%増）となりました。営業利益は、7億52百万円（前期比55.8%増）となりました。

(法人事業)

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は、大口受託先の契約終了により38億33百万円（前期比7.8%減）となりました。営業利益は3億96百万円（前期比11.5%減）となりました。

(その他)

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業と店舗でのペット用品の販売を行うペット事業を合わせた、その他の当連結会計年度の売上高は、12億62百万円（前期比2.1%減）となりました。その結果、営業損失は33百万円（前期は14百万円の営業損失）となりました。

(注) セグメントにつきましては、連結グループ内での事業譲渡に伴い区分を変更しております。このため、当該事項における売上高並びに営業損益の前期比については、前連結会計年度分を組み替えた金額に基づき算出しております。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの 名称及び品目		第 67 期 平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで		第 68 期 平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで		前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)
		金額	構成比	金額	構成比		
通信販売事業	衣料品	54,648	39.8%	58,882	40.4%	4,233	7.7%
	インテリア	29,509	21.5	32,285	22.2	2,776	9.4
	生活雑貨	18,706	13.6	18,283	12.5	△423	△2.3
	服飾雑貨	14,010	10.2	15,240	10.5	1,229	8.8
	食品	4,547	3.3	3,958	2.7	△589	△13.0
	その他	1,983	1.5	1,807	1.2	△175	△8.9
	小計	123,405	89.9	130,456	89.5	7,050	5.7
ブライダル事業		8,407	6.1	10,197	7.0	1,790	21.3
法人事業		4,159	3.0	3,833	2.6	△325	△7.8
その他		1,289	1.0	1,262	0.9	△26	△2.1
合計		137,261	100.0	145,750	100.0	8,489	6.2

(注) 当連結会計年度より、連結グループ内での事業譲渡に伴い、従来「その他」に区分していた事業の一部について「通信販売事業」へ移管しております。これに伴い前連結会計年度との比較につきましても、前連結会計年度のセグメント別売上高を、当連結会計年度のセグメント区分に組み替えて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額37億20百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、8億82百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え借入金でまかないました。

また、当社は、取引金融機関と総額153億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入残高は10億円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成23年12月期(第67期)を初年度とし平成25年12月期(第69期)を最終年度とする3ヵ年の『中期経営計画』を策定しております。

①中期経営計画の基本方針

i “新しいベルメゾン”の創造

- ・ベルメゾンを1つの戦略単位と捉え、商品開発機能と販売機能に分離し、市場の変化をいち早く察知し、他社に先駆けた対応と「ここできしか買えない」価値を追求したオリジナル商品開発強化により、顧客にとって必要であると思われるベルメゾンを創造します。

- ・一社単独でネットサイトを運営している強み、自社で商品開発できる強みを活かし、ネットビジネスにおいても競争力を維持できる通販インフラへの変革により、ベルメゾンネットの拡大を図ります。

ii ネットビジネスの強化

- ・ベルメゾンネットとベルメゾンネット以外のネット事業との連携を強化し、顧客資産の戦略的共有や品揃えの拡大、商品力強化、仕組みの整備により、事業シナジーを最大限発揮しグループ全体でのネットビジネスの強化を図ります。

- ・ベルメゾンネットとは異なる専門店型ECサイトを子会社において複数育成し、グループ全体の売上利益の拡大を図ります。

iii ブライダル事業の拡大

ブライダル事業を行っている(株)ディアーズ・ブレインにおける投資を継続し事業拡大を図るとともに、“結婚”を既存事業にとって重要な情報として戦略的に捉え、グループ内での連携を強化し、グループ全体での顧客基盤の拡大を図ります。

iv 高品質でローコストな事業運営の実施

- ・グループ全体が原点に立ち返り、お客様に満足を感じていただける商品やサービスの提供を最優先に考え実行できる高品質な事業運営を実施します。
- ・市場変化に柔軟に対応できるローコストな事業運営をグループ全体で実施します。

②当連結会計年度における取組み状況

i “新しいベルメゾン”の創造

・ベルメゾンネットの拡大

今年度は、ベルメゾンネットの機能・サイト品質向上の取組みにより「受注力」の向上を図りました。具体的にはトップページや商品詳細のリニューアルや行動ターゲティング(※)の導入、またスマートフォン対応の強化やアプリ開発を行っております。その結果、ネット売上は813億円と順調に推移しております。(※ 行動ターゲティング：ユーザのオンライン行動を分析してそのユーザにとって価値の高い情報・広告を提示する手法)

・商品力の強化

昨年度より継続して衣料品やインテリア雑貨等におきましてお客様の声を反映し、肌触りや機能性を追求した戦略商品を開発しております。今年度も「ふわふわタオル」や「UVカットサングラス」等様々なヒット商品が生まれております。

- ・集客戦略の見直し

昨年度からのテレビCM等を活用したクロスメディアプロモーションを今年度も継続して展開しております。様々な場所での設置カタログやネット新規会員のみの送料無料キャンペーンも実施いたしました。結果、年間購入者数は400万人を突破いたしました。

- ・カタログの再編成

平成24年1月に創刊いたしました「わたしの着たい服」をライフステージ、シーン、嗜好に合わせてカタログの種類を見直し、平成25年1月より再編いたしました。今後もカタログの再編成を順次行ってまいります。

- ・顧客サービスの付加価値向上

今年度よりお買い上げ金額合計に応じて、ショッピングに使えるクーポンをプレゼントする優良顧客政策の「スターベルメゾン」を始めました。また、インテリア雑貨基幹カタログ「sumutoco（すむとこ）」2013年春号より買い替え時の「不要家具引き取りサービス」を開始しております。今後もサービスの見直しを図ってまいります。

- ii ネットビジネスの強化

子会社である(株)千趣会イイハナにおいてプレゼント&ギフトの新サイト「クーリモ」やガーデニング専門サイト「花くらす×野菜くらす」をオープンいたしました。

今後も他のネット関連子会社におきましても、順次新サイトをオープンしてまいります。

- iii ブライダル事業の拡大

平成24年1月に福岡市においてレストラン併設のゲストハウス「カノビアーノ福岡」をオープン、11月には鹿児島市に2店舗目として「ザ・ピークプレミアムテラス」をオープンし合計15店舗となりました。その結果、挙式組数も増加し売上高は昨年度を上回り101億円となりました。今後も順次店舗をオープンし拡大を図ってまいります。

iv 高品質でローコストな事業運営の実施

経営管理プロセス改革の一つとして平成23年12月より新たな経営管理システムを導入し、今年度からは予算編成の迅速化、経営データの多軸分析などに活用しております。今後も高品質でローコストな事業運営を行うため様々な施策を検討してまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 65 期 (平成21年12月期)	第 66 期 (平成22年12月期)	第 67 期 (平成23年12月期)	第 68 期 (平成24年12月期)
売 上 高	147,292	136,859	137,261	145,750
経常利益又は 経常損失 (△)	△1,410	3,167	3,233	2,765
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△3,811	2,037	1,583	2,029
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△84円18銭	47円04銭	36円56銭	46円86銭
総 資 産	91,837	90,086	90,441	92,887
純 資 産	37,906	39,411	41,444	44,932
1株当たり 純資産額 (円)	874円89銭	909円99銭	956円94銭	1,037円48銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱ディアーズ・ブレイン	350 ^{百万円}	100.0 %	ブライダル事業
㈱モバコレ	200	100.0	通信販売業
㈱ベルメゾンロジスコ	100	100.0	荷造梱包業
千趣ロジスコ(株)	100	100.0	荷造梱包業
千趣会コールセンター㈱	60	100.0	テレマーケティング業
千趣会ゼネラルサービス㈱	50	100.0	旅行業・情報提供サービス業
千趣会サービス・販売㈱	50	100.0	顧客対応サービス及びエリアマーケティング

重要な子会社の状況に記載した7社を含め、連結子会社は12社であります。なお、㈱ベルメゾンロジスコは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業や法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、その他として旅行・クレジットなどを主とするサービス事業、店舗でのペット用品の販売を行うペット事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都港区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
(株)ベルメゾンロジスコ	本 社	岐阜県可児市
千趣ロジスコ(株)	本 社	兵庫県西宮市
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区
千趣会ゼネラルサービス(株)	本 社	大阪市北区
千趣会サービス・販売(株)	本 社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,120名	△7名
ブライダル事業	277	35
法人事業	38	5
その他	69	△5
全社(共通)	115	13
合計	1,619	41

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
818名	16名	40.5歳	13.6年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(63名)は含んでおりません。

2. 社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,161 ^{百万円}
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,775
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,042
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	924

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,630,393株 |
| (3) 株主数 | 19,095名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 プ レ ス ト シ ー プ	3,650千株	8.43%
凸 版 印 刷 株 式 会 社	1,838	4.24
有 限 会 社 左 右 山	1,792	4.14
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,665	3.85
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,509	3.49
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,319	3.05
千 趣 会 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,255	2.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	988	2.28
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	752	1.74
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	705	1.63

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（4,321,445株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	行 待 裕 弘	
代表取締役社長	田 邊 道 夫	
専務取締役執行役員	田 川 喜 一	管理部門・東京本社担当（総務本部、事業開発本部、広報室）
専務取締役執行役員	澤 本 荘 八	ベルメゾン事業部門担当（EC事業本部、カタログ事業本部、商品開発本部、ベルメゾン事業運営部）
常務取締役執行役員	朝 田 郁	企画本部長、マンスリー事業・企画部門担当（マンスリー事業本部、企画本部）
取締役執行役員	峯 岡 繁 充	ベルメゾン事業部門副担当、業務本部担当
取締役執行役員	星 野 裕 幸	事業開発本部長
取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授、京都学園大学経営学部長
取 締 役	佐 野 利 勝	
常 勤 監 査 役	中 林 義 博	
常 勤 監 査 役	山 本 誠	
監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、日本金銭機械(株)社外監査役
監 査 役	森 本 宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社員、日本金銭機械(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役 大石友子、社外監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 4. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	289百万円 (16)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	40 (10)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	330 (26)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石友子氏は、京都学園大学の経営学部教授及び学部長であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員であり、同法人所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しております。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐野利勝	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 48百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 49百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取り組みを必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ②役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。

- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査部が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として規程を制定し、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。
- ⑤組織業績のモニタリング指標や評価指標の策定を効果的に支援するフレームワークとして、「BSC(バランススコアカード)」を活用する手法を導入しており、経営会議においてそのレビューと結果のフィードバックを実施する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ④グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦また必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備や重大な欠陥の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上については株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成23年1月から平成25年12月までの3年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成20年3月28日開催の第63期定時株主総会において、有効期間を平成22年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成23年3月30日開催の第66期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成25年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(46,248)	流 動 負 債	(37,062)
現金及び預金	7,452	支払手形及び買掛金	8,073
受取手形及び売掛金	6,663	短期借入金	3,405
有価証券	595	一年内償還予定の社債	700
商品及び製品	16,644	未払金	6,568
原材料及び貯蔵品	188	ファクタリング未払金	13,993
繰延税金資産	523	未払費用	2,225
未収入金	9,951	未払法人税等	207
為替予約	772	未払消費税等	253
その他	3,744	販売促進引当金	307
貸倒引当金	△289	その他	1,326
固 定 資 産	(46,639)	固 定 負 債	(10,892)
有形固定資産	(28,174)	社債	1,850
建物及び構築物	14,050	長期借入金	6,993
機械装置及び運搬具	710	再評価に係る繰延税金負債	631
工具、器具及び備品	731	退職給付引当金	34
土地	11,908	資産除去債務	353
建設仮勘定	57	その他	1,030
その他	715	負 債 合 計	47,955
無形固定資産	(6,273)	純 資 産 の 部	
のれん	2,278	株 主 資 本	(52,203)
その他	3,995	資本金	20,359
投資その他の資産	(12,190)	資本剰余金	21,038
投資有価証券	5,950	利益剰余金	13,581
長期貸付金	797	自己株式	△2,775
敷金及び保証金	1,563	その他の包括利益累計額	(△7,271)
繰延税金資産	9	その他有価証券評価差額金	△578
その他	4,186	繰延ヘッジ損益	438
貸倒引当金	△317	土地再評価差額金	△7,041
		為替換算調整勘定	△89
資 産 合 計	92,887	純 資 産 合 計	44,932
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	92,887

連結損益計算書

(自 平成24年1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		145,750
売 上 原 価		76,392
売 上 総 利 益		69,357
販売費及び一般管理費		67,248
営 業 利 益		2,109
営業外収益		
受取利息及び配当金	169	
複合金融商品評価益	208	
為替差益	416	
持分法による投資利益	93	
債務勘定整理益	160	
その他の	212	1,260
営業外費用		
支払利息	238	
支払手数料	187	
その他の	179	605
経常利益		2,765
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	22	23
特別損失		
固定資産売却及び除却損	169	
減損損失	64	
事業整理損	84	
その他の	6	326
税金等調整前当期純利益		2,462
法人税、住民税及び事業税		184
法人税等調整額		249
少数株主損益調整前当期純利益		2,029
当期純利益		2,029

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年1月1日期首残高	20,359	21,038	12,288	△2,775	50,910
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△736		△736
当 期 純 利 益			2,029		2,029
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,293	△0	1,292
平成24年12月31日期末残高	20,359	21,038	13,581	△2,775	52,203

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成24年1月1日期首残高	△1,008	△1,237	△7,041	△177	△9,465	41,444
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△736
当 期 純 利 益						2,029
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	430	1,676	－	87	2,194	2,194
連結会計年度中の変動額合計	430	1,676	－	87	2,194	3,487
平成24年12月31日期末残高	△578	438	△7,041	△89	△7,271	44,932

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 12社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 株ディアーズ・ブレイン
株モバコレ
株ベルメゾンロジスコ
千趣ロジスコ(株)
千趣会コールセンター(株)
千趣会ゼネラルサービス(株)
千趣会サービス・販売(株) |

当連結会計年度において、株ベルメゾンロジスコを設立したため、連結の範囲に含めております。

- | | |
|----------------|--|
| (2) 非連結子会社の数 | 2社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 … | 上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 | 1社 |
| 持分法を適用した主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 持分法適用非連結子会社であった上海千趣会貿易有限公司は、平成24年2月に連結子会社である上海千趣商貿有限公司に吸収合併されたため、持分法適用の範囲から除外しております。 | |
| (2) 持分法を適用した関連会社の数 | 2社 |
| 持分法を適用した関連会社の名称 | 株センテンス
株K. S e n s e |
| (3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の第2四半期の末日現在の財務諸表を使用しております。 | |

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

千趣会マーケティングサポート(株)

持分法を適用しない理由 …… 上記持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 38～50年

機械装置及び運搬具 12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

③退職給付引当金

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却についてはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「協賛金収入」(当連結会計年度は1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,301百万円
3. 担保に供している資産の内訳
 - (1) 担保資産
建物及び構築物 574百万円
 - (2) 上記に対応する債務
短期借入金 130百万円
長期借入金 70百万円

計 200百万円
4. 保証債務
銀行借入金に対する保証
従業員住宅ローン利用者 6百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末に

おける時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,833百万円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	15,300	百万円
借入実行残高	1,000	百万円
差引額	14,300	百万円

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成23年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
3. 剰余金の配当に関する事項

47,630,393株

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	303	7	平成23年12月31日	平成24年3月30日
平成24年7月26日 取締役会	普通株式	433	10	平成24年6月30日	平成24年8月31日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	433	10	平成24年12月31日	平成25年3月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づいて必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は社内審査基準に従い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する体制を整備し運用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、ファクタリング未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

社債、長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金を目的としたものであり、償還日は最長で社債については決算日後3年2ヶ月、長期借入金については決算日後6年2ヶ月であります。

デリバティブ取引は、原則として外貨建営業債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。（注2）参照）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,452	7,452	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,663	6,663	—
(3) 未収入金	9,951	9,951	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	5,583	5,583	—
資産計	29,652	29,652	—
(5) 支払手形及び買掛金	8,073	8,073	—
(6) 短期借入金	1,000	1,000	—
(7) 未払金	6,568	6,568	—
(8) ファクタリング未払金	13,993	13,993	—
(9) 社債（※1）	2,550	2,588	38
(10) 長期借入金（※2）	9,399	9,445	46
負債計	41,585	41,670	84
(11) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	786	786	—
デリバティブ取引（※3）	772	772	—

※1. 社債には、一年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額700百万円）を含めて表示しております。

※2. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額2,405百万円）は、長期借入金を含めて表示しておりません。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) ファクタリング未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(注2) 非連結子会社及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額403百万円)、非上場株式

(連結貸借対照表計上額517百万円)、投資事業組合出資金等(連結貸借対照表計上額40百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,037円48銭
2. 1株当たり当期純利益	46円86銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(42,872)	流 動 負 債	(33,656)
現金及び預金	4,446	支払手形	1,313
受取手形	269	買掛金	5,743
売掛金	5,896	短期借入金	1,000
有価証券	560	一年内返済予定の長期借入金	2,008
商品及び製品	16,217	一年内償還予定の社債	700
原材料及び貯蔵品	169	未払金	6,125
前払費用	2,267	ファクタリング未払金	13,993
繰延税金資産	402	未払費用	1,287
短期貸付金	774	未払法人税等	86
未収入金	10,168	未払消費税等	185
為替予約	772	預り金	651
その他	1,254	販売促進引当金	300
貸倒引当金	△327	その他	260
固 定 資 産	(43,983)	固 定 負 債	(8,693)
有 形 固 定 資 産	(21,306)	社債	1,850
建物	8,949	長期借入金	6,105
構築物	251	繰延税金負債	58
機械及び装置	685	再評価に係る繰延税金負債	631
車両運搬具	3	資産除去債務	48
工具、器具及び備品	589	負 債 合 計	42,350
土地	10,826	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	(3,835)	株 主 資 本	(51,687)
ソフトウェア	3,344	資本金	(20,359)
その他	490	資本剰余金	(21,038)
投 資 そ の 他 の 資 産	(18,841)	資本準備金	12,864
投資有価証券	5,546	その他資本剰余金	8,174
関係会社株	6,670	利 益 剰 余 金	(13,064)
長期貸付金	2,664	利益準備金	1,118
敷金及び保証金	751	その他利益剰余金	11,946
長期前払費用	19	固定資産圧縮積立金	62
その他	3,952	海外投資等損失準備金	37
貸倒引当金	△453	繰越利益剰余金	11,846
投資損失引当金	△309	自 己 株 式	(△2,775)
資 産 合 計	86,855	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(△7,181)
		その他有価証券評価差額金	△578
		繰延ヘッジ損益	438
		土地再評価差額金	△7,041
		純 資 産 合 計	44,505
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	86,855

損 益 計 算 書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		130,589
売 上 原 価		69,879
売 上 総 利 益		60,710
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		58,713
営 業 利 益		1,996
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	261	
複 合 金 融 商 品 評 価 益	208	
為 替 差 益	434	
債 務 勘 定 整 理 益	160	
そ の 他	134	1,199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	183	
支 払 手 数 料	187	
そ の 他	171	541
経 常 利 益		2,654
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	79	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	274	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	40	
減 損 損 失	44	
貸 倒 損 失	149	
そ の 他	71	659
税 引 前 当 期 純 利 益		2,018
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△59
法 人 税 等 調 整 額		160
当 期 純 利 益		1,916

株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成24年1月1日期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	65	41	10,659	11,884	△2,775	50,506
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—
海外投資等損失準備金の取崩							△3	3	—		—
剰余金の配当								△736	△736		△736
当期純利益								1,916	1,916		1,916
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△0	△0						0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△2	△3	1,187	1,180	△0	1,180
平成24年12月31日期末残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	62	37	11,846	13,064	△2,775	51,687

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年1月1日期首残高	△1,008	△1,244	△7,041	△9,294	41,211
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
海外投資等損失準備金の取崩					—
剰余金の配当					△736
当期純利益					1,916
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	430	1,683	—	2,113	2,113
事業年度中の変動額合計	430	1,683	—	2,113	3,293
平成24年12月31日期末残高	△578	438	△7,041	△7,181	44,505

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38～50年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,562百万円
3. 保証債務
銀行借入金に対する保証
従業員住宅ローン利用者 6百万円
仕入債務に対する保証
（株）ペットファースト 11百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権 1,380百万円
関係会社に対する長期金銭債権 2,301百万円
関係会社に対する短期金銭債務 177百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 2,833百万円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	15,300	百万円
借入実行残高	1,000	百万円
差引額	14,300	百万円

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成23年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

売上高	135百万円
営業費用	8,396百万円
営業取引以外の取引高	264百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,321,445株

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(1) 流動の部	百万円	(2) 固定の部	百万円
<u>繰延税金資産</u>		<u>繰延税金資産</u>	
繰越欠損金	632	関係会社株式評価損	581
たな卸資産評価損	247	減価償却超過額	335
未払賞与	201	その他有価証券評価差額金	295
販売促進引当金	114	投資有価証券評価損	199
その他	228	貸倒引当金	111
繰延税金資産小計	1,423	投資損失引当金	110
評価性引当額	678	その他	370
繰延税金資産合計	745	繰延税金資産小計	2,003
<u>繰延税金負債</u>		評価性引当額	1,847
繰延ヘッジ損益	339	繰延税金資産合計	156
その他	3	<u>繰延税金負債</u>	
繰延税金負債合計	342	その他有価証券評価差額金	138
繰延税金資産の純額	402	その他	76
		繰延税金負債合計	214
		繰延税金負債の純額	58

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	百万円
再評価に係る繰延税金資産	2,913
評価性引当額	2,913
再評価に係る繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	百万円
再評価に係る繰延税金負債	631
再評価に係る繰延税金負債の純額	631

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、工具、器具及び備品等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	千趣ロジスコ㈱	直接 100.0%	荷造梱包 委託等	債務免除 (注1)	700	—	—
子会社	(株)ディーズ・ ブレイン	直接 100.0%	役員 の 兼任等	資金の貸付(注2)	1,850	短期貸付金	671
				貸付金の回収	468	長期貸付金	2,201
				利息の受取	28	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)債務免除については、事業構造改革の一環として行ったものであります。

(注2)貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,027円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 44円26銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年2月13日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松村 豊 ⑧

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 2月13日

株式会社 千趣会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松村 豊 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 和田林一毅 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 2月14日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 中 林 義 博 ⑩

常勤監査役 山 本 誠 ⑩

社外監査役 小 泉 英 之 ⑩

社外監査役 森 本 宏 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は経営基盤の強化を図るとともに、安定的な配当の維持及び適正な利益還元を行うことを前提に、連結配当性向30%を目安として株主の皆様へ利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 433,089,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成25年3月29日

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当金10円と合わせ20円となります。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
1	ゆき まち やす ひろ 行 待 裕 弘 (昭和7年1月30日生)	昭和28年10月 味楽会入社 昭和30年11月 当社設立、取締役に就任 昭和51年10月 当社常務取締役 昭和60年1月 当社専務取締役 平成3年10月 当社取締役副社長 平成11年4月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成23年1月 当社代表取締役会長（現任）	(1) 495,036株 (2) なし
2	た なべ みち お 田 邊 道 夫 (昭和21年7月23日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成20年3月 当社専務取締役 平成23年1月 当社代表取締役社長（現任）	(1) 12,500株 (2) なし
3	た がわ き いち 田 川 喜 一 (昭和22年9月25日生)	昭和41年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成20年3月 当社専務取締役 平成23年1月 当社専務取締役執行役員（現任） 当社管理部門・東京本社担当（総務本部、業務本部、事業開発本部） 平成24年1月 当社管理部門・東京本社担当（総務本部、事業開発本部、広報室） 平成25年1月 当社管理部門・東京本社担当（総務部、経理部、法務・審査部、事業開発本部、広報室）（現任）	(1) 29,000株 (2) なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
4	さわもとしょうはち 澤本 庄八 (昭和23年2月9日生)	昭和47年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成23年1月 当社専務取締役執行役員（現任） 当社ベルメゾン事業部門担当（EC事業本部、カタログ事業本部、商品開発本部、ベルメゾン事業運営部） 平成25年1月 当社ベルメゾン事業部門担当（販売企画本部、商品開発本部、ベルメゾン事業運営部）（現任）	(1) 18,930株 (2) なし
5	あさだまもる 朝田 郁 (昭和29年4月1日生)	昭和57年3月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成18年3月 当社取締役執行役員 平成20年3月 当社取締役常務執行役員 平成21年1月 当社企画本部長（現任） 平成23年1月 当社常務取締役執行役員（現任） 当社マンスリー事業・企画部門担当（マンスリー事業本部、企画本部）（現任）	(1) 12,200株 (2) なし
6	みねおかしげみつ 峯岡 繁充 (昭和26年10月17日生)	昭和52年7月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成20年3月 当社常務執行役員 平成21年3月 当社取締役常務執行役員 平成23年1月 当社取締役執行役員（現任） 当社EC事業本部長 平成24年1月 当社ベルメゾン事業部門副担当、業務本部担当 平成25年1月 当社ベルメゾン事業部門副担当、CS推進室担当（現任） 千趣会コールセンター(株)代表取締役社長（現任）	(1) 13,000株 (2) なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
7	ほしのひろゆき 星野裕幸 (昭和34年12月10日生)	昭和57年9月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社東京事業本部長 平成21年3月 当社取締役執行役員（現任） 平成21年7月 ㈱ペットファースト代表取締役社長 平成22年12月 ㈱モバコレ代表取締役社長 平成23年1月 当社事業開発本部長 平成25年1月 当社経営企画本部長（現任）	(1) 4,300株 (2) なし
8	おおいしともこ 大石友子 (昭和29年11月8日生)	昭和52年4月 ㈱ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年2月 ㈱横浜市女性協会に勤務 平成9年6月 ㈱女性労働協会に勤務 平成13年4月 京都学園大学経営学部教授（現任） 平成18年3月 当社取締役（現任） 平成23年4月 京都学園大学経営学部長（現任）	(1) 0株 (2) なし
9	さのとしかつ 佐野利勝 (昭和20年7月12日生)	昭和44年6月 ㈱三井銀行（現、㈱三井住友銀行）に入行 平成9年6月 ㈱さくら銀行（現、㈱三井住友銀行）取締役資金証券企画部長 平成12年4月 同行常務執行役員名古屋支店長 平成13年4月 三井生命保険㈱（現、三井生命保険㈱）常務執行役員 平成13年7月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 SMBCコンサルティング㈱代表取締役社長 平成20年3月 当社取締役（現任）	(1) 0株 (2) なし

- (注) 1. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。佐野利勝氏は、主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
3. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって大石友子氏は7年、佐野利勝氏は5年となります。

4. 当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、大石友子氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
ます い こう いち 増井高一 (昭和25年11月17日生)	昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士 増井高一事務所設立、同事務所代表(現任) 平成元年1月 マス・マネジメント(株)設立、同社代表取締役(現任)	(1) 0株 (2) なし

- (注) 1. 増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。
 4. 増井高一氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

以上

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成25年3月27日（水曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成25年3月27日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. システムに係わる条件について

- (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader™又は、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及び Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDD I 株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでの議決権行使としてお取扱いいたします。

6. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
--

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター [電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
--

7. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

メ モ

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市北区同心一丁目8番9号
株式会社千趣会本社2階 ホール
TEL (06) 6881-3100

【交通案内】

- JR大阪環状線天満駅より徒歩約15分、桜ノ宮駅西口より徒歩約10分
- JR東西線大阪天満宮駅1号出入口より徒歩約10分
- 地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約13分
- 地下鉄堺筋線扇町駅4号出入口より徒歩約13分



◎当日は、些少なながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) 会場には駐車場がございますので、誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。